

駒澤大学における授業の欠席に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、駒澤大学（以下「本学」という）の学則34条に定められている学生の欠席に関する具体的な取扱いに関して、特にやむを得ない事情によって欠席する場合、学生が単位修得上、不利益な取扱いを受けないようにすることを目的とする。

(欠席の取扱い及び代替措置)

第2条 第3条第1号から第7号により正課の授業を欠席した場合であって、かつ単位認定にとって必須となる授業内試験等（小テスト、レポート、プレゼン等）が行われた場合、担当教員は、原則として追試・代替レポート等の措置を講じる。ただし、授業内試験等が複数回実施され、他日の試験の成績によって単位修得が可能である場合にはこの限りではない。

2 第3条第8号の事由による欠席については、前項と同じ措置を講じることが望ましいものの、取扱いは担当教員に一任される。

3 単位認定と直接関連しない授業の欠席についての措置は、担当教員に一任される。

4 第3条に該当しない事由による欠席の取扱いは、担当教員に一任される。各教員の自主的判断により、授業内試験の欠席に対して代替レポート等の措置を講じることはこれを妨げるものではない。

(代替措置の適用要件)

第3条 第2条の措置を適用する事由は以下の通りとする

- (1) 感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合
- (2) 自然災害や事故により、交通機関が運休し、通学が困難であると認められる場合
- (3) 事故・犯罪の被害者となったために通学が困難であると認められる場合
- (4) 親族が死亡した場合
- (5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (6) 別表に掲げる本校主宰の実習に参加する場合
- (7) その他学部長が必要と認める場合
- (8) 学生支援センター所長が必要と認める場合

(届け出の方法及び様式)

第4条 前条の(1)～(8)による欠席の具体的な基準及び手続については、別表の通りとする。また、(3)または(4)による届け出を行う場合は、本学の学生は当該必要書類の写しを授業担当教員に提示してその旨通知することとする。

(事務所管)

第 5 条 事務所管は教務部とする。

(改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、教務委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附則

本取扱要項は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

	欠席事由	条件	欠席として認められる期間	必要書類
(第3条第1号)	感染症に罹患したことにより、出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定された伝染病に罹患した場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定された期間	医療機関発行の証明書
(第3条第2号)	自然災害や事故により交通機関が運休し、通学が著しく困難であると認められる場合	通学に主に用いる交通機関が運休になり、代替の交通機関での通学が不可能であった場合	該当する期間	公的機関または交通機関発行の証明書、ならびに代替手段のないことの説明書類
(第3条第3号)	事故・犯罪の被害者となったために通学が困難であると認められる場合	事故(含む交通事故)・犯罪の被害者となったために通学が困難となった場合	該当する期間	被害を証明する書類と、通学困難である旨を説明する書類
(第3条第4号)	親族が死亡した場合	配偶者及び1・2親等の親族の死亡に伴い、葬儀、服喪その他の行事のために授業に出席できなかった場合	配偶者及び1親等の親族の場合(父母・子)は、死亡した日から起算して連続7日(休日含む) 2親等の親族の場合(祖父母・兄弟姉妹等)は、死亡した日から起算して連続3日(休日含む)	会葬礼状等
(第3条第5号)	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合	1日	裁判所からの通知書等
		裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決等)に参加した場合	参加日数	
(第3条第6号-1)	本学の開講科目のうち、右の学科が認める実習に参加する場合	各学科が認める実習科目は、以下のものとする。 (文学部地理学科) 「地域文化調査法A～G」、「地域文化演習A～E」、「地域環境調査法A～F」、「地域環境演習A～F」、「地域調査入門A～F」、「人文地理学実習」、「自然地理学実習」、「地形学実習」、「水文学実習」、「気候学実習」、「歴史地理学実習」、「GIS実習」、「計量地理学実習」、「図学実習」、「地質学A・B」 (文学部歴史学科) 「考古発掘実習」 (文学部心理学科) 「心理実践実習」 (医療健康科学部) 「画像検査技術学実習」、「核医学検査学実習」、「放射線治療技術学実習」	参加日数	学科の指示による
(第3条第6号-2)	本学の教職課程、資格講座に関わる実習に参加する場合	本学の教職課程、資格講座に関わる実習とは以下のものとする。 ①教育実習 ②介護等体験実習 ③社会教育実習 ④博物館実習 ⑤社会福祉士・精神保健福祉士実習	受入先の指定する期間	受入先・指定期間の記載された公文書(写) ※公文書が発行されない場合は、事務担当部署から配付される書類(写)
(第3条第7号)		学部長が認める場合	該当する期間	学部長による書面
(第3条第8号)	「課外活動による欠席に伴う届出等の要項」によって定める			

参考

学校保健安全法施行規則

第十九条 令第六条第二項 の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
 - チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- 三 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。